

公益財団法人長野県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営をめぐる紛争について、スポーツに関する法及びルール¹の透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって、迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定に対して不服がある競技者等からの不服申立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づく仲裁により、解決されるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。